

事業報告書等の提出がないNPO法人への対応

(1) 趣旨

NPO法人は、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書等をすべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが義務付けられています。

所轄庁へ事業報告書等を提出しないことは、広範な情報公開制度を設けることにより市民によるチェックを行うことを重視するNPO法人制度の根幹に関わります。

このため、事業報告書等の提出がないNPO法人について、以下のとおり取り扱うこととします。

- ① 提出期限経過後速やかに電話・FAX 等による督促を行います。
- ② ①の督促後提出されない場合は、1 回目の督促書を送付します。
- ③ ②の督促書送付後 2 月以内に提出がない場合は、2 回目の督促書を送付します。
- ④ ③の督促後 1 月以内に提出がない場合は、管轄地方裁判所に過料事件の通知をします。
- ⑤ 3 年以上にわたり提出がない法人は、法第 43 条第 1 項の規定により設立の認証取消の対象となるため、土岐市行政手続条例に基づく聴聞を開催し、設立の認証取消の手続きをします。取消しを行った場合は「法人の名称、取消原因、根拠法令及び取消年月日」を市のホームページで公開することとします。

(2) スケジュール表

各 年	期 日	対 応
		【事業年度終了】 【3月後が提出期限】
1年目 2年目	3月 経過時点 5月 経過時点 6月 経過時点	「事業報告書等」未提出 電話・FAX・文書のいずれかで督促 第1回督促書 (代表者宛て) 過料に関する規定を記載 第2回督促書 (代表者宛て) 提出期限（1月後）を経過した場合、過料事件の 通知を行う旨を記載 過料事件通知 管轄地方裁判所に過料事件の通知
3年目	6月 経過後	認証取消 2回目の督促書の発出後 特定非営利活動法人名等の公表 (行政手続法による聴聞を経て認証取消)